

# 議案参考資料

[平成 29 年第 1 回定例会(3 月)]

[担当課(室)係]

産業政策課 商業・金融係

## 議案名

議案第 12 号 桐生市小口資金融資促進条例の一部を改正する条例案

## 趣旨・目的

県市協調制度である小口資金の借換制度及び貸付期間延長特例措置を平成 29 年度も継続実施するため、所要の改正を行おうとするものです。

## 概要

過去に利用した融資の返済が重荷となっている中小企業者を支援するため、借換制度と貸付期間延長の特例措置を平成 29 年度においても継続し、返済負担の軽減を図ろうとするものです。

### 1 借換制度の延長

借換え(同一資金での借換え)ができる特例を適用する融資申込期間を平成 29 年度末まで延長します。

### 2 貸付期間延長の特例措置の継続

貸付期間を最長 3 年間延長する特例措置を平成 29 年度も継続実施します。

(施行期日： 平成 29 年 4 月 1 日)

## 背景・経過

借換制度については、暫定措置として平成 15 年度から実施し、これまで毎年度延長を行い、また、貸付期間延長特例措置については、平成 23 年度から特例措置として実施以後、継続を行ってきたところですが、群馬県が平成 29 年度も引き続き両制度を延長及び継続することになりました。